

章 総論

1．手引きの内容

本手引きは、水道ビジョンに示された新たな概念の水道広域化について、その検討方法や進め方を示したものであり、都道府県の水道行政部局（以下、「県」という。）や水道事業者等が地域水道ビジョンなどの各種計画を策定する際に、広域化について検討するために利用する案内書である。

利用対象者は、県、水道事業者等およびその他水道事業に係わる団体等（以下、「水道関係者」という。）とする。

本手引きの構成は、以下のとおりである。

章：総論

章：水道広域化の検討方法

章：水道広域化の検討事例

章：水道広域化の導入手順とフォローアップ

1．1．手引き作成の目的

水道ビジョンにおいて、水道の運営基盤強化の一つの方策として、新たな概念の水道広域化が示された。これを受け、厚生労働省では「最適広域化計画策定等推進に関する調査」（平成 17～19 年度）において、モデル地域を設定した地域の実情に応じた多様な形態の水道広域化の検討、アンケートやヒアリング調査等で収集した事業統合や管理の一体化、施設の共同化等の事例調査を行ってきた。本手引書は、これらを取りまとめ、水道広域化の検討やその進め方についての考え方を示すことを目的に作成した。

1．2．構成と内容

本手引きの構成は、以下のとおりである。

章：総論

本章は、水道広域化の沿革、これまでの水道広域化の成果と課題、水道ビジョンに示された新たな水道広域化の考え方を示すとともに、期待される効果を整理した。

章：水道広域化の検討方法

本章は、県や水道事業者等の地域水道ビジョンなどの計画策定に際して、水道広域化の検討を行う場合の手順を示した。

また、水道広域化の検討に当たって、問題点や課題を把握する現状評価の方法（業務指標を活用した方法等）、業務の共同化、経営の一体化や事業統合の検討の視点及びその内容を示した。

章：水道広域化の検討事例

本章は、営業業務、管路管理業務、運転管理業務、水質管理業務、緊急用資材の融通、事業統合による施設更新の効率化について、具体的な検討手順と計算例、検討結果に対する評価と実施に当たっての留意事項を示した。

章：水道広域化の導入手順とフォローアップ

本章は、水道広域化の導入が決定した後に、水道広域化（業務の共同化や事業統合）を実施するまでの手順や検討事項等を示した。

また、水道広域化を行った後の評価や計画の見直し等についての考え方を示した。

1.3. 利用者と利用場面

本手引きは、水道関係者を対象として、表 1.3.1 に示すような場合に利用することを想定して編集している。

表 1.3.1 各章の利用イメージ

利用者	利用場面	章	利用イメージ
水道事業者等	地域水道ビジョンや経営計画等の計画策定時	章・書	水道事業者等が、現状の問題点を把握し、今後の目標を立て、それに対する課題を解決する方策の一つとして、水道広域化の検討を行う時に利用する。
			地域全体のレベルアップを図る目的で水道広域化の検討を行う場合に利用する。 例えば、比較的運営基盤の強固な水道事業者等が、脆弱な水道事業者等と統合した場合の地域全体としての効果の検証を行う場合などに利用する。
	市町村合併による事業統合時	章・章	事業統合後に、管理拠点・営業拠点や施設の統廃合等による効果の検討に利用する。 事業統合時の事務フロー、検討すべき項目、制定・改正が必要な条例等をチェックする際に利用する。
県（水道行政担当）	水道整備基本構想等の計画策定時	章・章	水道整備基本構想、広域的水道整備計画等の改定に際して、県内の水道のあり方等を検討する場合に利用する。
	水道事業者等への助言等	章・章	水道事業者等から水道広域化の検討や推進に関する問合せ・相談等があった場合、参考書として利用する。

以上の利用者と利用場面をまとめて示すと、図 1.3.1 のイメージとなる。

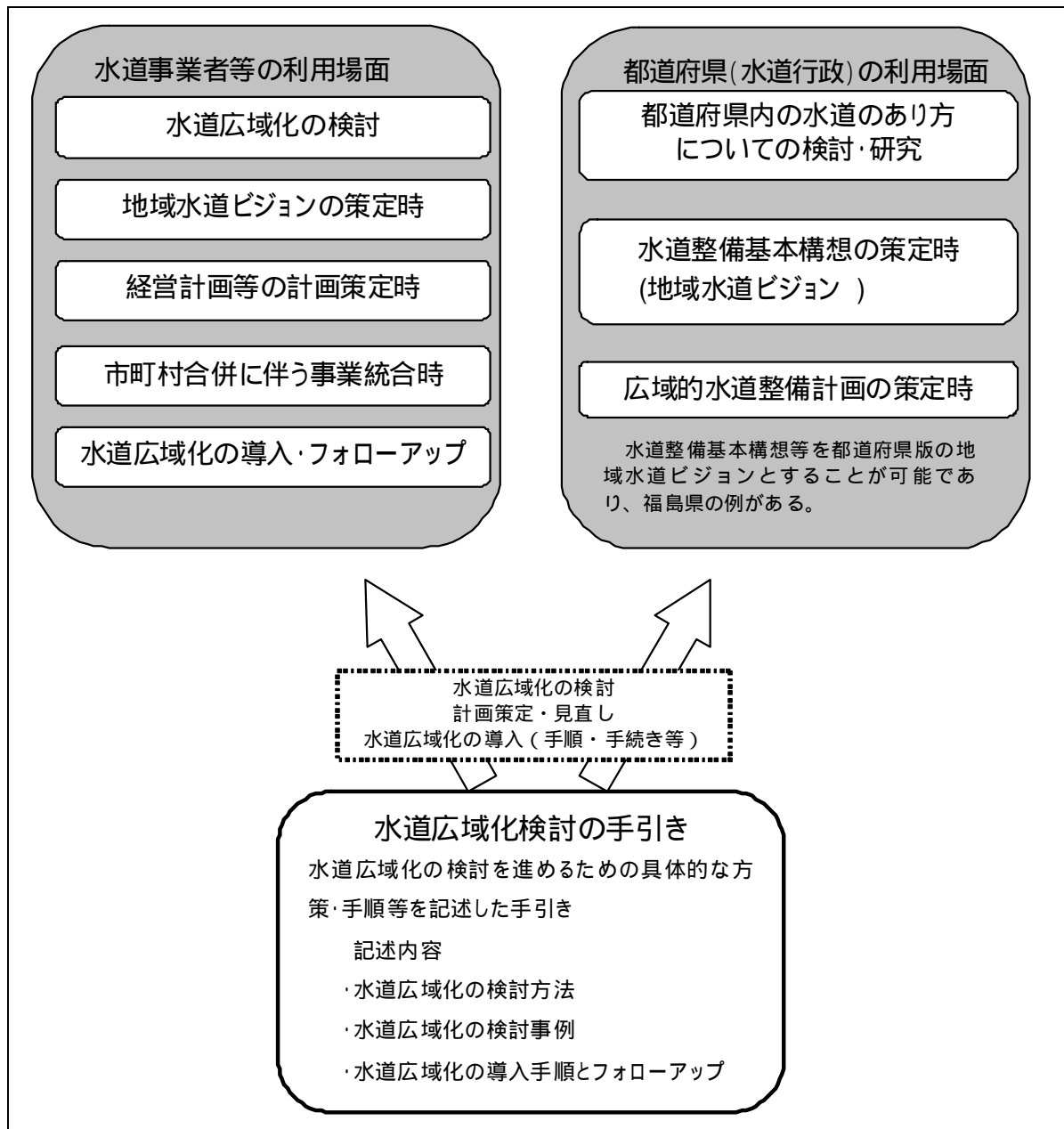


図 1.3.1 本手引きの利用者と利用場面

2. 水道広域化の歴史

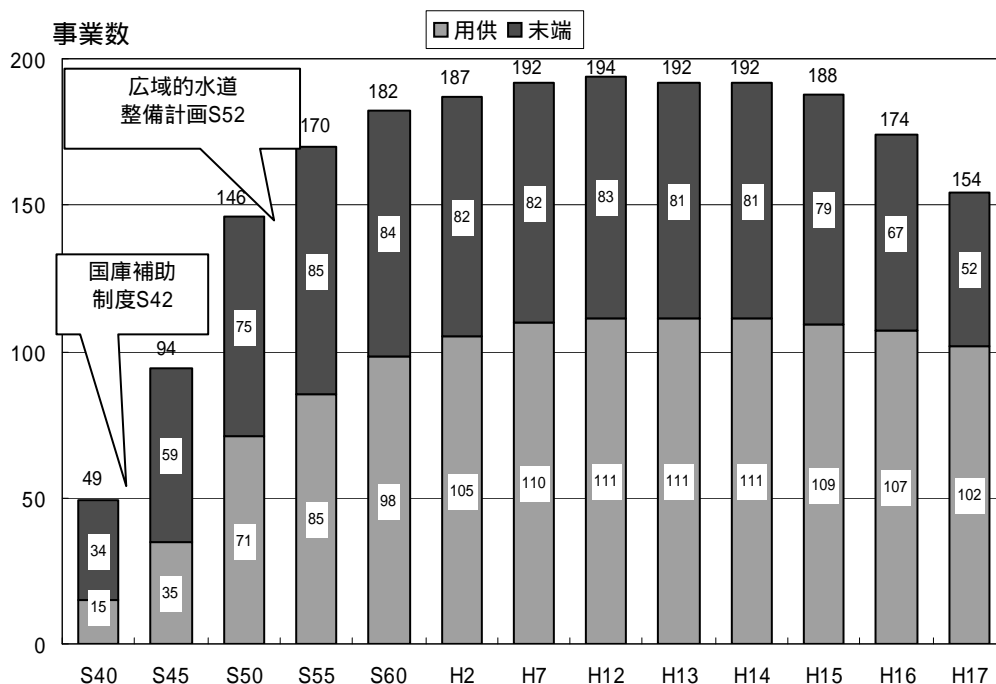
広域水道は、大正8年の江戸川上水町村組合に始まり、昭和40年代には都市部の水需給の逼迫等に対応するため、水道法改正による広域的水道整備計画と国庫補助制度により発展し、現在に至るが、水道を取り巻く情勢の変化などにより、新たな課題も明らかになりつつある。

2.1. 水道広域化の沿革

1) 広域水道の誕生と発展

わが国における水道広域化の歴史は、大正8年に設置された江戸川上水町村組合が最初の広域水道（市町村の行政区域を越えた広域の見地から経営される水道）で、都道府県営の水道事業としては昭和11年に神奈川県営水道が給水を開始し、水道用水供給事業としては、昭和17年に阪神上水道市町村組合（現阪神水道企業団）が供給を開始している。

その後も広域水道は、昭和42年度の国庫補助制度設立や、昭和52年度の広域的水道整備計画を規定した水道法改正により多くの事業が創設され、図2.1.1に示すように昭和45年度には94事業、平成12年度に最多の194事業となったが、近年は市町村合併に伴う企業団の解散等により減少傾向であり、平成17年度は154事業となっている。



出典：水道統計(日本水道協会)

図 2.1.1 用水供給事業と都県・企業団営水道事業数の推移

2) 広域化施策の変遷

水道の広域化に関しては、まず昭和 41 年に公害審議会から「水道の広域化方策と水道の経営特に経営方式に関する答申」が示された。これは、当時問題となっていた大都市及びその近郊における水需給の逼迫、水道建設費の増大と料金の上昇、水道水源の汚濁の進行、小規模水道における不十分な維持管理等への行政的対応について、基本的な方向を示すもので、水道水源開発等に対する国庫補助の導入及び能率的な事業経営や合理的な施設整備を目的とする水道広域化の推進の必要性が明確にされた。

この答申を受けて、昭和 42 年には水道水源開発等施設整備費に対する国庫補助制度が創設され、水道水源開発施設については三分の一、水道広域化施設については四分の一の整備費補助が行われることとなった。

昭和 41 年 水道の広域化方策と水道の経営特に経営方式に関する答申の概要

1. 水道の経営のあり方とその経営方式
 - 1 - 1 水道の経営のあり方（独立採算制の維持、公共性の確保）
 - 1 - 2 水道の経営方式（市町村経営原則の問題と広域化に対応した経営方式）
2. 水道の広域化方策
 - 2 - 1 水道の広域化方式（地理的範囲・事業範囲・経営主体）
 - 2 - 2 水道広域化の推進の方策（広域化計画の確立・法制上の措置・財政上の措置）

その後も水道事業を取巻く諸環境は、水需給の不均衡と水源開発等の建設コストの上昇による料金の高騰、技術的、財政的基盤の脆弱な小規模水道の限界等の課題をより顕在化させる状況であった。このような中で、昭和 46 年に諮問を受けた生活環境審議会から「水道の未来像とそのアプローチ方策に関する答申」（昭和 48 年 10 月）が示された。

この答申では、水道事業の基盤整備としての水道広域化推進の具体的方策が示され、課題解決のためには、「従来からの個々の事業を中心とした水道の考え方から一歩進め、全国民を対象とした新しい水道政策を展開するという方向を確立する必要がある」とされた。さらに、「新しい理念に即応した広域水道圏の設定」では、「市町村単位の水道事業を大規模化の方向で再編成し、十分な技術的及び財政的基盤を有する経営体」とする水道広域化の方向性が示されている。

なお、管理体制については、広域水道圏の目標として「経営規模を、十全な管理体制を組みうるレベルにすることにより、管理の徹底と能率的経営をはかる」といった内容が示されている。

さらに、答申では、「新しい水道理念を達成するためには、財政上の措置にあわせ、法制上においても新しい水道制度を確立すべきである」として、広域水道に関して、「広域水道圏の設定に関する法制上の整備を行う」ことが示された。

昭和 48 年 水道の未来像とそのアプローチ方策に関する答申の概要

1. 水道の理念と未来像
 - 1 - 1 ナショナルミニマムとしての水道理念の確立
 - 1 - 2 水道の未来像
 - 1 - 3 水道用水の確保
2. 新しい理念に即応した広域水道圏の設定
 - 2 - 1 水道広域化の方向
 - 2 - 2 広域水道圏の設定基準
 - 2 - 3 広域水道圏の実現化方策
3. 水道財政のあり方
4. 水道制度の整備

社会経済状況の変化により、昭和 48 年の答申で指摘された課題は、より明確さを増す状況となり、昭和 52 年に「水道用水の需給見通し、水道の布設状況、水源等の清潔保持の状況に鑑み、水道に関する国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、新たな水道の整備を計画的に推進」するために水道法改正がなされた。

昭和 52 年水道法改正の要点

1. 水道水の需給の逼迫、水源の汚濁その他の水道を取巻く諸条件の変化に対応しつつ、水道の整備充実を一層推進するために、計画的な視点から施策を進めるべきことを明らかにするとともに、国、地方公共団体及び国民それぞれが果たすべき役割と責務を明らかにした。
2. 清浄な水を供給するという水道本来の使命を達成するために必要な事項（原水の清潔保持及び水質汚濁防止のための要請、水質検査施設の設置、簡易専用水道の規制）を規定した。
3. 水道の建設コストの増大その他の諸課題に対する水道の対応のあり方について、広域的水道整備計画に関する規定を設け、水道の広域化を基本的な方向の一つとして示した。

その後、水道は、社会に不可欠な施設として定着し、成熟段階に入るが、水質問題の多様化・複雑化、地震に対する脆弱性等様々な課題を抱えている。さらに近年の規制緩和、情報公開の進展など、水道を取巻く社会的情勢も大きく変化しつつある中で、水道関係の有識者等からなる水道基本問題検討会は、「21 世紀における水道及び水道行政のあり方」(平成 11 年 6 月)を報告した。この中で、今後の水道のあり方に対応する行政施策の方向が次のとおり示された。

平成 11 年水道基本問題検討会報告の概要

1. 水道の現状と課題
2. 今後の水道行政の基本的視点
3. 今後の水道のあり方
4. 対応する行政施策の方向

(以下、水道広域化に関する事項)

多様な形態による水道の広域化 適正な規模による広域的整備
経営のみの一体化 緩やかな広域化

この検討報告を受けて、生活環境審議会水道部会より出された「水道に関して当面講ずるべき施策について(中間とりまとめ)」(平成 12 年 7 月)では、経営基盤を強化するための水道事業の運営形態として次のような手法が示され、さらに、経営基盤強化のために想定される水道事業の形態の例が示された。

平成 12 年 水道に関して当面講ずるべき施策について(中間とりまとめ)の概要

1. 水道に関する課題
2. 施策の基本的な方向
3. 水道事業の経営基盤の強化を通じた管理体制の充実

事業の広域化、管理の一体化等により、技術基盤や財政基盤を共有する手法
水道事業の経営(ソフト)面の一体化と事業認可の見直し

- ・ 複数水道事業によるソフト面の広域化
- ・ 水道用水供給業とその受水団体によるソフト面の広域化
- ・ 施設の共同設置、管理による、事業の一部共同化

第三者の技術力、財政力を活用する手法

技術的業務を第三者に委託することが可能となる制度的枠組みの整備

4. 水道法上の未規制水道における管理体制の強化

この答申を受け、平成 13 年度に、事業統合の手続きを簡素化し、管理業務の第三者への委託を制度化することにより、管理体制強化のための水道事業者等の選択肢を充実する内容となる水道法改正がなされた。

平成 13 年度水道法改正の概要

1. 第三者に対する業務委託

第 24 条の 3 において、水道の管理に関する技術上の業務を、地方公共団体その他一定の能力を有する法人に委託できることとなった。

2. 事業統合等の手続きの簡素化

第 10 条第 1 項 2 号は、「その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき」は、事業内容の変更を伴わない単純な統合として届出で足りることとなった。

また、「水道法の施行について(通知)」（平成 14 年 3 月 27 日健水発第 0327001 号水道課長）では、「水道事業、水道用水供給事業の認可は、事業経営主体を一にできる範囲で行うもので水道施設の一体性等を問うものではない。このため、連続しない二つ以上の水道施設を一つの事業とする、いわゆるソフトな統合も可能である」とされた。

3. 専用水道の定義の変更

4. 受水槽水道の管理の充実

5. 情報提供の充実

これら水道広域化に関連する沿革をとりまとめると、表 2.1.1 のとおりとなる。

表 2.1.1 水道広域化に関する沿革

年代	水道広域化に関する沿革等
明治 23 年(1890)	水道条例公布
大正 8 年(1919)	最初の広域水道（江戸川上水町村組合）
昭和 11 年(1936)	最初の都道府県営水道事業が給水開始（神奈川県営水道）
昭和 17 年(1942)	最初の水道用水供給事業が供給開始（阪神上水道市町村組合（現在の阪神水道企業団））
昭和 28 年(1953)～	町村合併促進法が施行（昭和の大合併）
昭和 32 年(1957)	水道法公布（用水供給事業についての規定）
昭和 41 年(1966)	「水道の広域化方策と水道の経営特に経営方式について」答申
昭和 42 年(1967)	水道水源開発施設(1/3)、水道広域化施設(1/4)に国庫補助制度創設
昭和 48 年(1973)	「水道の未来像とそのアプローチ方策について」答申
昭和 51 年(1978)	水道広域化施設のうち広域的水道整備計画に基づく事業について補助率の一部嵩上げ(1/3)
昭和 52 年(1977)	水道法改正（「広域的水道整備計画」の設定、市町村経営の原則を規定）
平成 7 年(1995)～	市町村の合併の特例に関する法律の改定（平成の大合併）
平成 11 年(1999)	「21 世紀における水道及び水道行政のあり方」について報告
平成 12 年(2000)	「水道に関して当面講ずべき施策について（中間とりまとめ）」 地方分権一括法の施行（機関委任事務の廃止など）
平成 13 年(2001)	水道法改正（他の水道事業の全部譲受による事業統合手続きの簡素化）
平成 16 年(2004)	「水道ビジョン」を公表（新たな水道広域化）

「太文字」：水道広域化関連の制度改正

2.2. これまでの成果と課題

水道広域化は、水道法改正で規定された「広域的水道整備計画」と国庫補助制度により、水需給の不均衡や小規模水道の脆弱性等への対応を目的として進められ、主として水道用水供給事業の形態により経営基盤の強化を図りつつ、安定した水源の確保や水の広域的な融通に役割を果たしてきた。

その一方で制度面等の課題も明らかになりつつあり、「21世紀における水道及び水道行政のあり方(平成11年6月)」では、水道用水供給事業について「経営基盤の一層の強化を図る観点からは、地域の実情を踏まえ、できるだけ末端給水までの水道事業の形態で広域的整備を推進することが適切と考えられる。」としている。

また、47都道府県の水道行政部局を対象に実施したアンケート調査においては、広域的水道整備計画に関して表2.2.1のような成果と課題があげられている。

表2.2.1 広域的水道整備計画による水道広域化の達成状況と課題

水道広域化の目的	達成状況	課題
水源確保	<ul style="list-style-type: none"> ・水源開発は、ほぼ達成された。 ・需給のバランスについては、課題がある地域もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規水源開発が不要となると、水道広域化の主要な目的が失われてしまい、広域水道による施設整備や施設管理の一元化等の実現に至らないことが多い。
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・用水供給事業により、取水から送水までの施設の集約による合理化がはかられた地域がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・用水供給事業と水道事業(末端)の二層構造化が進み、近年の水需要低迷の影響で、用水供給事業・水道事業ともに経営面の問題が顕在化してきている。 ・用水供給事業により水道広域化を実現していても、末端まで広域化されていない場合は、給水サービスに市町村格差が残っている。
運営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県営や企業団営など経営規模を大きくとることで、技術の集約・能率的経営を実現した地域がある。 ・全国的には、いまだ規模の小さい水道が多く、管理の徹底と能率的経営は達成されていない水道が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併以外には、歴史的な背景や母体となる水道事業者等への影響が小さい等の条件が揃わない限り、事業統合は進み難い。 ・維持管理に関する具体的な施策が少ない。 ・水質検査体制は、民間委託による方法と比較して、共同水質検査センターの費用面の効果が見出し難くなっている。 ・維持管理面を含めて目標設定から進捗管理・評価及び見直しまでの仕組みがない。

(「平成17年度 最適広域化計画策定等推進に関する調査(日本水道協会)」より)

3 . 水道ビジョンに示された新たな水道広域化

水道ビジョンは、水道を取り巻く環境の変化に対応するため、水道関係者が水道の将来像について共通認識をもちつつ、役割分担をしながら連携して取り組むことができるよう、その道筋を示すことを目的としており、5つの政策目標とその実現のための様々な施策が明示されている。

このうち、水道の運営基盤（経営基盤及び技術基盤）の強化の一つの方策として、地域の実情に応じて管理の一体化や事業統合・共同経営等の多様な形態の広域化を進める「新たな概念の広域化の推進」が主要施策に掲げられている。本手引きでは、これを『新たな水道広域化』という。

水道事業者等は、持続的な事業運営、給水サービスの維持向上を図るために、新たな水道広域化などの施策により、技術及び経営両面の基盤強化が必要となる。

3 . 1 . 水道事業が目指すべき方向

平成16年6月、厚生労働省は、わが国の水道の現状と今後の見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について、全ての水道関係者が共通目標を持って、その実現のための具体的な施策や工程を示すことを目的として、水道ビジョンを策定した。

この水道ビジョンでは、安心、安定、持続、環境、国際の5つの政策目標が掲げられており、その実現に向けて様々な施策が示されている。

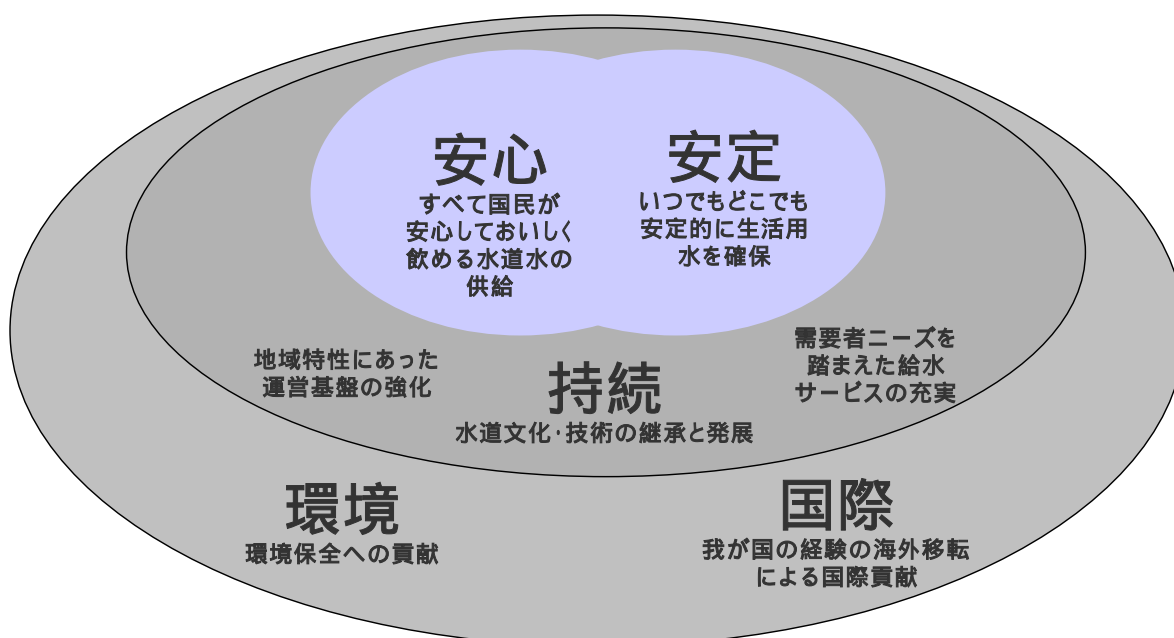


図 3.1.1 水道ビジョンの政策目標

3.2. 水道の現況と今後の見通し

1) 水道を取巻く環境の変化

近年の水道事業を取巻く環境は大きく変化しているが、例えば、次のような事項があげられる。

国全体の人口は、今後減少すると予測されており(図3.2.1) 水需要と連動して給水収益の減少を招くことが予想される。

地方分権や規制緩和により、これまで以上に水道事業の透明性や説明責任の確保が必要である。

需要者のニーズの高度化・多様化等は、より高度な管理を必要とする水道システムの構築が求められる。

公益的サービスの提供者としての社会的責務を率先して果たす観点から、環境保全への取組みが求められる。 など

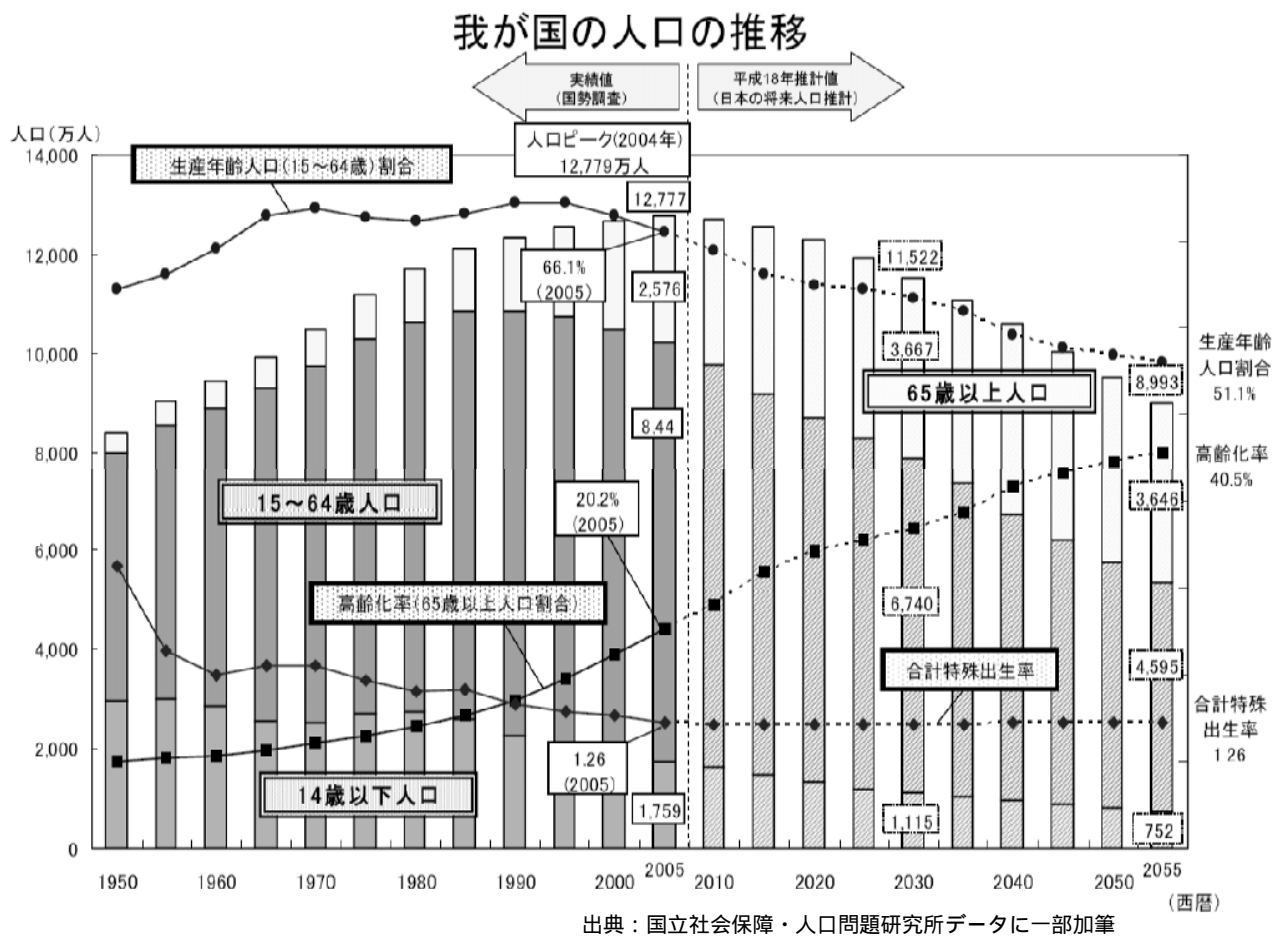


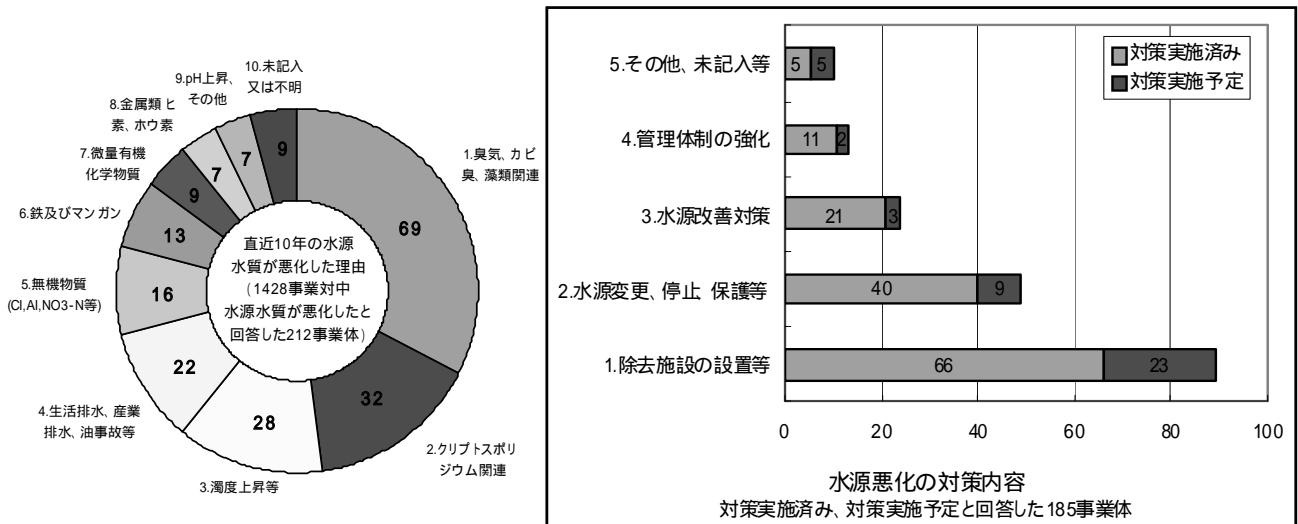
図 3.2.1 日本の将来人口推計

2) 水道事業の今後の見通し

このような環境の変化の中で水道事業の今後の見通しについて、水道ビジョンの政策目標である「安心」「安定」「持続」「環境」「国際」の視点で概観する。

(1) 「安心」

平成18年度に実施したアンケート調査(図3.2.2)では、約15%の水道事業者等が「水源水質が悪化した。」としている。多くの水道事業者等は高度浄水処理施設の整備等により対応を図っているが、今後も微量有害化学物質等による汚染や、生活排水による河川の汚濁等への対応が求められる。



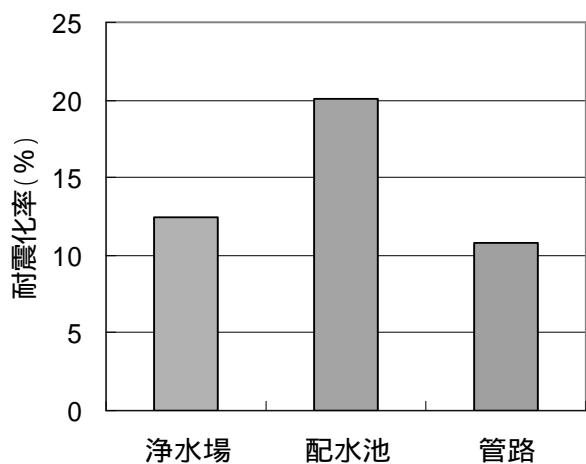
出典：水道ビジョンを踏まえたアンケート調査結果(平成18年度、厚生労働省)

図3.2.2 水道水源水質とその対応状況

(2) 「安定」

水道事業には、地震等の災害時においても、生命や生活のための水の確保が求められている。

しかしながら、施設の耐震化の状況(図3.2.3)では、平成17年度で10~20%の水準であり、今後更新と合わせてさらなる耐震化の向上を図る必要がある。



出典：水道統計(日本水道協会 平成17年度版)

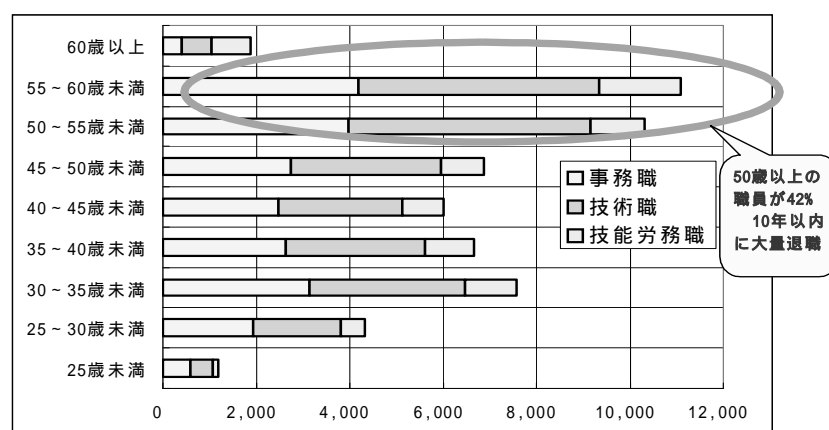
図3.2.3 水道施設の耐震化の状況

(3)「持続」

水道事業者等は、多様化・高度化する水道の課題に的確に対処するとともに、現在の給水サービス水準を確保し、向上させる必要がある。しかしながら、現在の水道事業の年齢構成別技術職員数（図3.2.4）は、50歳以上の職員が4割を占め、今後、退職による技術職員数の大幅な減少が懸念される。

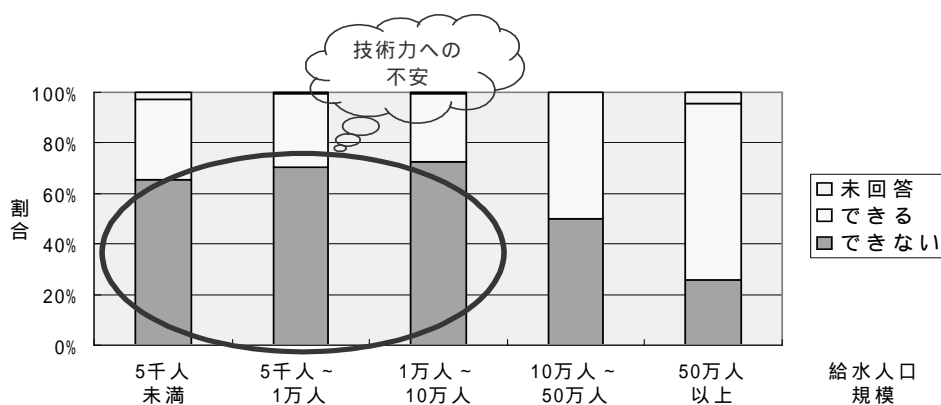
また、アンケートによると、現在の技術力による将来の事業運営が“できない”とする水道事業者等は、給水人口10万人未満の事業規模で60～70%である。（図3.2.5）

このため、これまで培ってきた技術を継承、発展させるため、水道施設の運営に関する専門的な知識、経験を有する技術者を継続的に育成、確保していく取組みが必要である。



出典：水道統計（日本水道協会 平成17年度版）

図3.2.4 水道事業の年齢構成別技術職員数



出典：水道ビジョン基礎データ集(H16)

図3.2.5 現在の技術力による将来の事業運営

(4)「環境」、「国際」

水道事業者等は、公益サービスの提供者であるが、水道自体がエネルギー消費業種でもあることから、地球温暖化対策（省エネルギー対策）への主体的かつ積極的な貢献が

求められていることから、省エネルギー対策及び自然エネルギーなどの活用や高低差を考慮した効率的な水道システムの構築などの取組をより一層推進する必要があり、水道ビジョンでは、有効率の向上、汚泥の有効利用、電力使用量の削減などの取組みが示されている。

また、これまでも大規模水道事業者等を中心に技術協力専門家の派遣や海外からの研修生の受け入れや等により国際貢献がなされてきたが、いまだ開発途上国を中心に安全な水にアクセスできない人口は概ね 11 億人にも達している。このため、これまで培ったわが国の水道技術や経験をもとに、更なる支援を行なっていく必要がある。

3.3.3. 水道ビジョンの施策と水道広域化

水道ビジョンに示された水道事業等の目指すべき方向と今後の見通しによると、今後水道関係者が取組むべき施策は多岐にわたる。

水道ビジョンでは各種施策が示されているが、その施策と水道広域化の関連を表すと、表 3.3.1 のとおりとなる。

表 3.3.1 水道ビジョンの主要施策体系と水道広域化

施策群	主要施策	施策の概要
【安心】 安心・快適な 給水の確保	原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質の向上	・各水道事業者等が統合的な水安全計画を策定し、原水から給水に至るまで一貫した水質管理を徹底 ・流域関係者との連携を強化、情報公開を推進
	未規制施設等小規模な施設の管理充実	・飲用井戸や貯水槽水道等の未規制の小規模な水道を中心に水質管理の仕組みを充実 ・水道事業者等、検査機関、民間企業等の関与を促進
【安定】 災害対策等の 充実	地震・湧水対策	・浄水場、配水池等の基幹施設、基幹管路を耐震化 ・地域の実情に応じた給水安定度を確保
	相互連携・広域化による面的な総合災害対策	・複数水道事業者等の連絡協議会によりソフト・ハード両面で連携
【持続】 水道の運営基 盤の強化	新たな水道広域化計画の推進	・地域水道ビジョン等の作成により、ソフト統合等の新たな概念による広域化を推進
	多様な連携の活用による運営形態の最適化	・他の水道事業者等や民間事業者への第三者委託が合理的な場合は、委託を積極推進 ・最適運営形態を検討する支援ツールを充実
	持続可能な水道を目指した運営・管理強化	・中長期財政計画に基づき老朽化施設を更新し、施設を再編・再構築 ・事業認可要件の見直し、事後チェック制度の検討
【環境】 環境・エネル ギー対策の強 化	環境負荷の低減	・温室効果ガス排出削減計画、資源循環利用計画等を策定、実施
	健全な水循環系の構築	・水循環関係機関と連携強化し、水道施設を再構築
【国際】 国際協力等を 通じた国際貢 献	海外への水道技術の移転	・水道事業者等や水道関係企業の有する技術・ノウハウを世界市場に提供し、国際競争力を強化 ・国際協力人材バンクの設置により専門家を養成
	国際化の推進	・WHO、IWA 等で施策提案・情報発信

出典：水道ビジョンの骨子に基づく主要施策体系（厚生労働省）に追加・修正

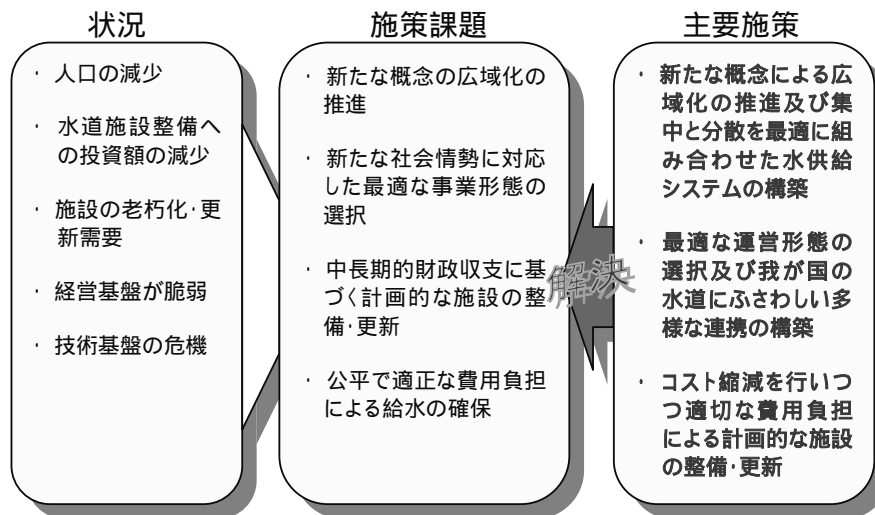
網掛け部：水道広域化と関連する項目

3.4. 運営基盤強化策としての水道広域化

1) 水道ビジョンの運営基盤強化策

水道ビジョンでは、運営基盤の強化を図るため、図3.4.1に示す主要施策を掲げており、そのうちの一つに新たな水道広域化の推進がある。

水道ビジョンでは、新たな水道広域化について、“従来の広域化統合政策を改め、より効果的に安全度及び安定度を維持向上させるような新たな広域化施策が求められている”としており、具体的には、施設は分散型であっても経営や運転管理を一体化し、経営や運転管理レベルの向上に資するような、いわば集中と分散を組み合わせた水道システムの構築が示されている。



出典：水道ビジョン（平成16年 厚生労働省）

図3.4.1 水道の運営基盤の強化に係る施策課題及び主要施策

2) 新たな水道広域化の定義

水道ビジョンに示された新たな水道広域化とは、「給水サービスの高度化やライフラインとしての社会的責務を果たすために必要な財政基盤及び技術基盤の強化を目的として、複数の水道事業等が事業統合を行うこと、または、その目的のために複数事業の管理の全部または一部を一体的に行うこと」といった定義であると考えられる。

新たな水道広域化のイメージは、図3.4.2に示すように事業統合に加えて、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化といったソフト面の一体化や連携までを含めた広い概念となっている。具体的には、地域の自然的社会的条件に応じて、施設の維持管理を相互委託や共同委託することによる管理面の広域化、原水水質の共同監視、相互応援体制の整備や資材の共同備蓄等防災面からの広域化など、新たな水道広域化は、幅広い形態があてはまるものである。

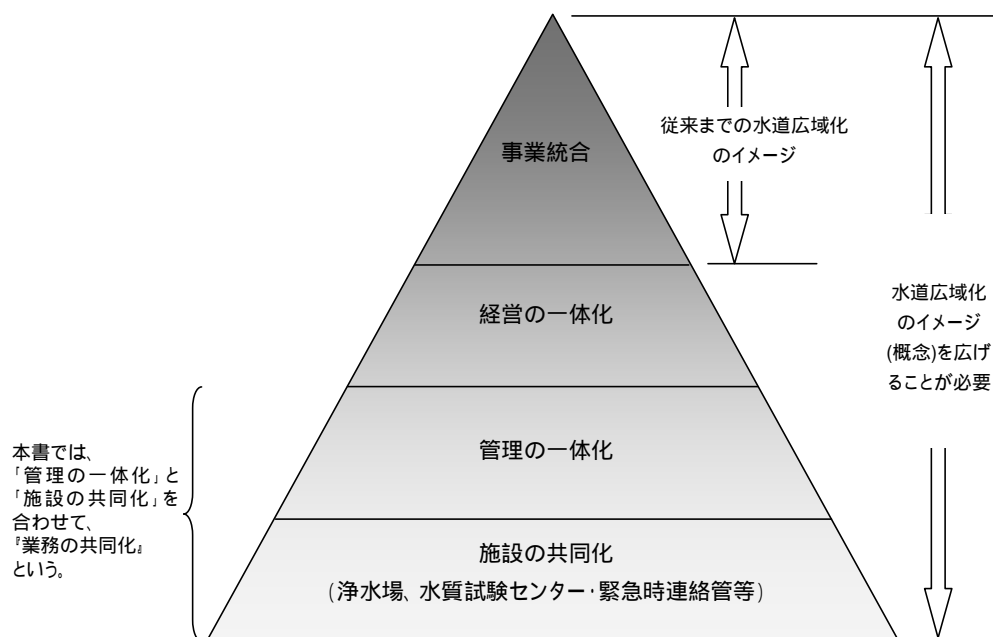


図 3.4.2 新たな水道広域化のイメージ

本手引きでは、この水道広域化の4つの形態を以下のように定義し、管理の一体化と施設の共同化を総称して業務の共同化という。

事業統合

経営主体も事業も一つに統合された形態をいう。水道法改正(平成13年)以前は、施設が一体的に運用されている事が条件であったが、法改正以降は、必ずしも施設は一体化されていなくても事業統合できることとなった。

経営の一体化

経営主体が一つだが、認可上、事業は別の形態をいう。一つの経営主体に複数の水道事業がある場合は、組織は一体であり、経営方針も統一されていると考えられる。例えば、複数事業を行う県営用水供給事業の他、佐賀東部水道企業団のような水道事業と用水供給事業を営んでいる場合等が挙げられる。

管理の一体化

維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により業務等を実施する形態をいう。

施設の共同化

取水場、浄水場、水質試験センター、緊急時連絡管などの共同施設を保有する形態(危機管理対策等のソフト的な施策を含む。)をいう。なお、共用施設は運用段階において一体的に管理する場合もある。

次項の表 3.4.1 にこれらをまとめたものを示す。

表 3.4.1 本手引きにおける水道広域化の各形態の定義

形態		運営状況	認可	施設	組織	料金	管理
事業統合		<ul style="list-style-type: none"> 経営主体も事業も一つに統合された形態 施設が一体的に運用されている形態は、水道法改正（H13）以前の水道広域化の概念 		1			
経営の一体化 ²		<ul style="list-style-type: none"> 経営主体が一つだが、認可上、事業は別の形態、県営用水供給事業で複数の事業を営んでいる場合等で料金は異なる。 	×	×		×	
業務の共同化	管理の一体化	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理の共同実施、共同委託（第三者委託、その他） 総務系の事務処理などの共同実施、共同委託 	×	×	×	×	
	施設の共同化 ³	<ul style="list-style-type: none"> 共用施設（取水場、浄水場、水質試験センターなど）の保有 緊急時連絡管の接続、災害時の応援協定（ソフト的な施策）など 	×		×	×	×

表中の は、認可、施設、組織、料金、管理のそれぞれが、一体化あるいは一本化されていること、×はされていないことを示す。

1：必ずしも施設は一体化されていなくても事業統合できる。

2：一つの経営主体に複数の水道事業がある場合は、組織は一体であり、経営方針も統一されていると考えられる。例えば、複数事業を行う県営用水供給事業の他、佐賀東部水道企業団のような水道事業と用水供給事業を営んでいる場合等が挙げられる。

3：共用施設は、運用段階において一体的に管理する場合もあり得る。

3.5. 水道広域化の形態と期待される効果

1) 水道広域化の形態

水道広域化の各形態は、～ のような方法に分類される。

(1) 事業統合

複数の水道事業等による事業統合（水平統合）

複数の水道事業又は複数の水道用水供給事業が認可上で事業を一つに統合する方法

水道用水供給事業と水道事業の統合（垂直統合）

水道用水供給事業と受水団体である水道事業が統合し末端まで給水する水道事業とする方法

(2) 経営の一体化

同一の経営主体が複数の水道事業等を経営
県や市町村が複数の水道事業等を経営する方法
(例えば、複数の用水供給事業を経営する県営水道)

(3) 管理の一体化

中核事業による管理の一体化
単独あるいは複数の水道事業等が、技術基盤が強固な水道事業等に管理を委託する
方法
管理組織(一部事務組合又は民間法人)への業務の共同委託
複数の水道事業等が別途に一元的に管理を行う組織(一部事務組合又は民間法人)へ業務を共同で委託する方法
水道用水供給事業による受水団体の管理の一体化
受水団体からの委託によって水道用水供給事業者が一元的に管理を行う方法

(4) 施設の共同化

共用施設の保有
取水場、導水管、浄水場、配水池、水質試験センター等の共同施設を建設、保有する
方法
緊急時連絡管
緊急時等のために共同で連絡管を整備する方法
災害時等の応援協定
災害時等の相互応援協定等を締結する緩やかな連携方法

2) 水道広域化に期待される効果

これまでは、主として効率的に水需給の均衡を図る目的で行ってきた広域化政策であったが、近年は、財政基盤や技術基盤の強化という観点から、地域の実情に応じて事業統合や共同経営等の多様な形態による広域化を進めることも重要であるといった考え方へシフトしている。

すなわち、水道広域化により期待される効果は、水需給の不均衡の解消や施設整備水準の平準化などに加え、技術面及び経営面の両面、いわゆる運営基盤の強化に移っている。

水道の広域化は、これまで説明してきたように事業統合から管理の一体化や施設の共同化といった多様な形態をとることが考えられるため、形態毎の期待される効果を次項に整理した。

事業統合

施設整備、管理体制、事業の効率的運営、サービスなど広範囲にわたり技術基盤や経営基盤が強化に関して効果が期待できる。

経営の一体化

経営主体が一つになることで、施設整備水準の平準化や管理体制の強化、サービス面での利便性の拡大などの効果が期待できる。

管理の一体化

管理やサービス面で一体化する業務内容に応じて管理体制の強化、サービス面などの各種効果が期待できる。

施設の共同化

共同で保有する施設に関して、施設整備水準の向上、また緊急時対応等の面で効果が期待できる。

次項の表 3.5.1 に、これらを取りまとめた結果を示す。

表 3.5.1 水道広域化の形態と期待される効果

	事業統合	経営の一体化	管理の一体化	施設の共同化		
水道広域化形態 (広域化への移行イメージ)	<p>複数の水事業による事業統合(例えば企業団の結成)(水平統合)</p> <p>用水供給事業と水道事業の統合(垂直統合)</p>	<p>同一の経営主体が複数の事業を経営</p>	<p>中核事業による管理の一体化</p> <p>管理組織(一部事務組合又は民間法人)への業務の共同委託</p> <p>水道用水供給事業による受水団体の管理の一体化</p>	<p>共同施設(浄水場、水質試験センター等)の保有</p> <p>緊急時連絡管</p> <p>災害時等の応援協定</p>		
	技術基盤に関する効果					
経営基盤に関する効果	水需給	水需給の不均衡解消 複数水源による供給安定性の向上	- -	- -	- -	
	施設	施設整備水準の平準化 施設の統廃合・効率的な更新	-	-	共同施設を保有する場合は一部可 共同施設を保有する場合は一部可	
緊急時	管理	人材確保・技術力の確保 管理体制の強化		業務内容に応じて一部可 業務内容に応じて一部可	- -	
	緊急時	緊急時体制の強化 水源の多元化によるバックアップ体制強化	-	業務内容に応じて一部可	共同施設を保有する場合は一部可 共同施設を保有する場合は一部可	
経営基盤に関する効果	財源	更新財源の確保	-	-	-	
	事業計画	柔軟な事業計画	会計が別なため内容に応じて一部可	-	-	
	運営	効率的運営	会計が別なため内容に応じて一部可	業務内容に応じて一部可	共同施設を保有する場合は一部可	
	サービス	料金格差の是正		-	-	-
		情報提供、利用の利便性拡大			業務内容に応じて一部可	-
支払窓口の利便性拡大				-	-	
		未給水地域解消	-	-	-	

: 期待される効果